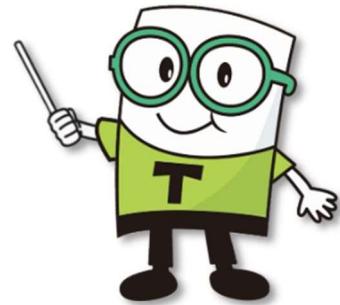


インボイス発行事業者は 消費税の確定申告 が必要です



消費税の申告をするための 3STEP

STEP
1

取引関係資料をインボイス登録日までと登録日以降に区分

登録日が令和5年10月1日で3月決算の場合には、「令和5年4月1日～令和5年9月30日」と「令和5年10月1日～令和6年3月31日」に区分する

STEP
2

税率ごと（8%と10%）に区分

- 売上げの金額を、税率ごと（8%、10%）に区分して帳簿を記載する
 ※ 一般課税によって税額を計算する場合には、仕入れの金額を①仕入先がインボイス発行事業者か否かに区分、②税率ごとに区分して帳簿を記載する

STEP
3

確定申告書を作成

- 消費税額の計算方法は、裏面の税額の計算イメージをご覧ください
- 消費税の申告・納付期限は課税期間の末日の翌日から2月以内です
 ※ 3月決算法人の場合、最初に消費税の申告が必要となる期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日であり、申告・納付期限は令和6年5月31日となります

消費税の申告は e-Tax をご利用ください

詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください

<https://www.e-tax.nta.go.jp>

e-Tax

検索



大阪国税局・税務署

消費税申告の計算方法のフローチャート



免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者ですか

↓ はい

「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出していますか

※ 基準期間（前々事業年度）の課税売上高が **5,000万円以下** で、課税期間末日までに **届出書を提出すれば**、その課税期間から簡易課税制度を適用できます

(例) 3月決算法人の場合、令和6年3月31日までに届出書を提出

↓ はい

**簡易課税制度と
2割特例のいずれか
を選択適用してください**

↓ いいえ

**一般課税と
2割特例のいずれか
を選択適用してください**

税額の計算イメージ

一般課税

課税売上げに係る消費税額 から

課税仕入れに係る消費税額

を差し引いて納付税額を計算

- 仕入れや経費の額について実額で計算

課税売上げ 700万円（消費税額 70万円）
課税仕入れ 500万円（消費税額 50万円） の場合

70万円 - 50万円 = 20万円（納付税額）

- ・ 課税仕入れに係る消費税額（50万円）を控除するためには、仕入先からのインボイスの保存が必要
- ※ 仕入先がインボイス発行事業者ではない場合でも、令和11年9月30日までは一定割合の控除が可能

簡易課税制度

課税売上げに係る消費税額 から

課税売上げに係る消費税額×みなし仕入率

を差し引いて納付税額を計算

- 仕入税額の実額計算不要
- 業種に応じたみなし仕入率を適用
- 事前の届出が必要

課税売上げ 700万円（消費税額 70万円）
製造業者（みなし仕入率 70%） の場合

70万円 - (70万円 × 70%) = 21万円（納付税額）

- ・ みなし仕入率は業種に応じて、卸売業（90%）、小売業（80%）、製造業（70%）、飲食店業（60%）、運輸通信業（50%）、不動産業（40%）等に区分

2割特例

課税売上げに係る消費税額 から

課税売上げに係る消費税額 × 80%

を差し引いて納付税額を計算

- 仕入税額の実額計算不要
- 業種にかかわらず売上税額の一律2割を納付
- 事前の届出が不要

課税売上げ 700万円（消費税額 70万円） の場合

70万円 - (70万円 × 80%) = 14万円（納付税額）

- ・ 2割特例を適用するには、消費税確定申告書（第一表）の所定欄に○を付記すればよく、事前の届出は不要

消費税に関する情報について

消費税の
手引き等



2割特例



みなし仕入率



軽減税率制度



インボイス
制度

